

こんな消費者トラブルにご注意ください!

テレビや新聞などで、たびたび取り上げられているにもかかわらず、詐欺や悪質商法の被害が後を絶ちません。詐欺グループや悪質な業者は、不安や弱みにつけ込み、言葉巧みに近づいて、あなたの大切な財産を狙ってきます。その巧妙な手口をよく知っておき、被害を未然に防ぎましょう。

有料動画サイト等の未納料金などの名目で金銭を請求してくる事例

《事例①》消費者の携帯電話やパソコンに「有料動画サイト利用料金の未納があります。本日に連絡がない場合は、法的手続きを取らせていただきます」などと記載したSMS（電話番号宛にメールを送信するサービス）やメールが送信される事例。

《事例②》消費者の携帯電話に電話して着信履歴を残し、折り返し電話をしてきた消費者に「有料動画サイトの利用料金の未納があり、サイト運営業者から未納料金の回収を依頼されています。支払いがなければ法的手段を取らざるを得ません」と告げる事例。

事例①②ともに消費者の不安をあり、有料動画サイトの未払料金等の名目で金銭を支払わせようとするものです。

消費者庁が調査を行ったところ、「DMM」、「DMM相談窓口」、「株式会社日本債権」、「TSB債権回収」、又は「CIC債権回収センター」など、実在する会社名に類似した社名を称する事業者との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）が確認されました。

消費者庁では、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表することとして、次のとおり注意喚起しています。

- 身に覚えのない請求がSMSやメール等であった場合には、絶対に連絡をとらない。
- 身に覚えのない着信履歴には電話をかけない。
- コンビニエンスストアで電子ギフト券を購入して、そのカ

ード番号を連絡するよう求めるのは、典型的な詐欺の手口です。

アダルトサイトにアクセスしたらカメラのシャッター音が!

「スマートフォンでいろいろなサイトを見ていたら、アダルトサイトにつながり、シャッター音がして請求画面が表示され、高額な金額を請求された」「インターネットで調べてみると、シャッター音が鳴ったら、カメラで撮影されただけでなく、いろいろな情報が流出してしまふと書かれていたので不安になった」などの事例があります。

●サイトにアクセスすると同時に、カメラの「シャッター音」を鳴らすことにより、消費者の不安をあり、登録料等を請求するケースが報告されています。

●シャッター音がしても、スマートフォンのカメラ機能が使われたり、撮影した写真が業者に送信されたりすることはありません。慌てて業者に連絡をしてはいけません。

●アダルトサイトには、不用意にアクセスしないことが第一です。サイト内のボタンも、むやみにクリックやタッチをしないようにしましょう。

「消費生活相談員資格（消費生活専門相談員資格）」を取得しませんか

「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づき消費生活相談員のための資格として、平成28年度に創設されました。独立行政法人国民生活センターは、登録試験機関として、この試験を実施します。受験要項は、国民生活センターホームページからダウンロードできます。

多重債務無料相談会 ～借金でお困りの人へ～

- ▼日時…6/10(土)、8/12(土)の午後1時～午後4時
- ▼場所…県民生活相談センター
(岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館内)
- ▼相談対応…弁護士、司法書士等
- ▼相談方法…①面接相談(1人30分で前日までに電話予約が必要です)
②電話相談(開催日の相談時間内に下記までお電話ください)
- ▼予約・問い合わせ…岐阜県県民生活相談センター
☎058-277-1003

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください! ※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイドンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活センター 日曜・祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン 平日バックアップ相談	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※土日・祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口 につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ) ※日曜・祝日・年末年始を除く
岐阜県可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く
郡上市役所総務課(またはお近くの各振興事務所振興課)	67-1832	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く